資料8－1

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

市名	回答				
	（１）		（２）	（３）	
	基幹相談支援センターを委託しているか	（委託している場合）事業者名	（委託している場合）委託料に消費税を課税しているか	（委託している場合）課税・非課税の根拠について	（委託している場合）税務署等に相談したなどの経緯について
名古屋市	委託している	25法人22か所（サテライト含む）に運営を委託している。 社会福祉法人千種福祉会、社会福祉法人名古屋東福祉協会、社会福祉法人薫徳会、社会福祉法人共生福祉会、社会福祉法人名肢会、社会福祉法人よつ葉の会、一般社団法人しん、社会福祉法人親愛の里、社会福祉法人むつみ福祉会、医療法人福智会、社会福祉法人ＡＪＵ自立の家、社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団、社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会、社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会、社会福祉法人名古屋ライトハウス、特定非営利活動法人まちかどサポートセンター、社会福祉法人名古屋キリスト教社会館、社会福祉法人ニコニコハウス、社会福祉法人光洋福祉会、医療法人八誠会、社会福祉法人ゆたか福祉会、特定非営利活動法人グリーンハート、社会福祉法人ひまわり福祉会、社会福祉法人平針福祉会、医療法人資生会	非課税	障害者基幹相談支援センターの前身である「障害者地域生活支援センター」を非課税としており、それを継承する形で、障害者基幹相談支援センターについても非課税とした。	税務署等に相談したか否かは不明である。
豊橋市	委託している	特定非営利活動法人ビリーブ、特定非営利活動法人昴	非課税	消費税法別表第一（七）ロにおいて、社会福祉法第２条に該当する社会福祉事業として行われる資産の譲渡等は、非課税とされていること。 社会福祉法第２条第３項４号の２により障害者総合支援法の障害福祉サービス事業、一般相談支援事業等が、同条同項第１３号により前各号の事業に関する連絡または助成を行う事業が第二種社会福祉事業とされていること。 上記から、非課税と判断していました。	
岡崎市	委託している	社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会 社会福祉法人岡崎市社会福祉事業団 NPO法人岡崎自立生活支援センターぴあはうす	非課税	社会福祉事業に含まれると判断し、非課税として取り扱っている。	担当者の交替等により当初の経緯は不明。近年、税務署等に相談したなどの実績はない。
一宮市	委託している	社会福祉法人コスモス福祉会、社会福祉法人樫の木福祉会、社会医療法人杏嶺会 NPO法人MOVE、社会福祉法人きそがわ福祉会、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会	課税	社会福祉法における社会福祉事業に該当する項目がないため	令和5年1月に、委託先の法人が税務署に相談をしたところ非課税取引だとの回答を得たとの連絡があった。翌日、市が税務署に本事業が非課税取引の限定列挙に見当たらない旨確認したところ、結論が保留され、3月下旬に税務署より課税取引と最終結論をもらった。
瀬戸市	委託している	特定非営利活動法人サポート＆ケア	課税		特になし
半田市	議題提出市	議題提出市	議題提出市	議題提出市	議題提出市
春日井市	委託している	社会福祉法人春日井市社会福祉協議会	課税・非課税の明記なし	特になし	特になし
豊川市	委託している	豊川市社会福祉協議会	非課税	不明。 委託契約開始当初の記録なし。	不明。 委託契約開始当初の記録なし。

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

市名	回答				
	（１）		（２）	（３）	
	基幹相談支援センターを委託しているか	（委託している場合）事業者名	（委託している場合）委託料に消費税を課税しているか	（委託している場合）課税・非課税の根拠について	（委託している場合）税務署等に相談したなどの経緯について
津　島　市	委託していない				
碧　南　市	委託している	社会福祉法人碧南市社会福祉協議会	非課税	事業開始時に管内の税務署に照会した	当時の市の担当者と社協の担当者で結論が出なかったので、税務署に確認をとった模様。
刈　谷　市	委託している	医療法人　成精会	課税	消費税法6条に規定される社会福祉法2条に規定する社会福祉事業に該当するかどうか	過去、市から相談した経緯は確認できていません。報道後、法人から消費税申告していることが確認できました。今後、国から示される通知等にしたがって対応していく予定ですが、現時点で税務署へ相談していません。
豊　田　市	委託している	8法人10事業所による面的整備 （社福）豊田市社会福祉協議会、（社福）無門福祉会、（社福）光の里、（社福）オンリーワン、（社福）大和社会福祉事業振興会、（特非）つえの里、（社福）輪音、（特非）ユートピア若宮	非課税	制度開始当初より当該事業が消費税法上非課税扱いとなる「社会福祉事業」に該当すると誤認していたため	事業開始当時は不明。報道後に豊田税務署から課税事業を確認。
安　城　市	委託している	社会福祉法人安城市社会福祉協議会	非課税	消費税法基本通達6-7-5タ（１）及び（２）の事業に関する連絡又は助成を行う事業に該当すると判断していました。	税務署に相談した記録は見つかっていません。
西　尾　市	委託していない	基幹相談支援センターとしては委託していないが、相談支援事業として委託している（３法人）。 ・社会福祉法人　西尾市社会福祉協議会 ・社会福祉法人　くるみ会 ・ＮＰＯ法人　ハートネット西尾	非課税	明確な根拠はない。	相談した経緯は把握していない。
蒲　郡　市	委託している	蒲郡市社会福祉協議会	非課税	特になし	
犬　山　市	委託している	社会福祉法人　犬山市社会福祉協議会	非課税	委託業務契約締結前（H29年度）に小牧税務署への確認により非課税となるとの回答を受けたため	左記掲載のとおり
常　滑　市	委託している	常滑市社会福祉協議会	非課税	消費税の非課税取引としているため。	税務署及び愛知県障害福祉課に相談をした。税務署は役務費の提供になるので、障害者総合支援法の第一種及び第二種社会福祉事業に該当しないとの回答だった。県は国からの連絡を待っており、検討中とのことだった。
江　南　市	委託している	江南市社会福祉協議会	非課税	委託を開始した平成２５年度当初に受託事業者が所轄税務署に相談し、事業内容から非課税であるとの見解を得ておりました。	左記のとおり
小　牧　市	委託している	社会福祉法人小牧市社会福祉協議会	非課税	地域生活支援事業における相談支援事業を非課税で委託しており、当該委託契約に倣って非課税として実施していました。	基幹相談支援センターの消費税に関して税務署等に相談したことはありません。
稲　沢　市	委託している	社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会	非課税	社会福祉法上の社会福祉事業に該当すると考えていたため非課税としていた。	税務署等に相談した記録等はない。
新　城　市	委託している	社会福祉法人　新城福祉会	非課税	相談支援事業のため非課税であると誤認していた	税務署へ相談した 消費税法上「課税」であるため申告していない場合は修正申告が必要
東　海　市	委託している	社会福祉法人さつき福祉会 株式会社波音	課税	消費税法	修正申告済

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

市名	回答				
	（１）		（２）	（３）	
	基幹相談支援センターを委託しているか	（委託している場合）事業者名	（委託している場合）委託料に消費税を課税しているか	（委託している場合）課税・非課税の根拠について	（委託している場合）税務署等に相談したなどの経緯について
大　府　市	委託している	社会福祉協議会	非課税	一般相談支援事業、特定相談支援事業を受けている事業に、基幹相談支援事業を委託しており、両方の業務を一体的に実施しているため、非課税をいう認識を持っていました。	過去において、税務署等には相談したという実績はありません。
知　多　市	委託している	社会福祉法人知多市社会福祉協議会 社会福祉法人知多福祉会 特定非営利活動法人びすたーり	非課税	特定相談支援事業の指定事業者が、基幹相談支援事業の業務委託も兼ねているため、非課税と認識していました。	契約当初から非課税事業として契約していたため、当初の経緯は不明
知　立　市	委託している	知立市社会福祉協議会	非課税	消費税法別表第１第７号ロ、消費税法基本通達６－７－５（社会福祉関係の非課税範囲）（２）ハ及びチにより、障害児相談支援事業及び特定相談支援事業が非課税とされていることに加え、同通達（２）リ及びヌにより、身体障害者及び知的障害者の更生相談に応ずる事業も非課税とされており、これらを包括的に実施する障害者相談支援事業（基幹相談支援センター事業）については、消費税の非課税取引に該当すると判断している。	特になし
尾 張 旭 市	委託している	特定非営利活動法人サポート＆ケア	課税	非課税対象となる社会福祉事業に当たらないため。	特段相談等は実施していません。
高　浜　市	委託していない				
岩　倉　市	委託している	社会福祉法人いわくら福祉会	課税	各種委託業務と同様に委託料には消費税等を含み契約しています。ただし、今回の件をきっかけに委託先に確認したところ、課税の認識がなかったため、今後、法人との協議が必要であると考えています。	特に税務署等には相談していません。
豊　明　市	委託している	社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会	非課税	委託先が契約税理士事務所を通じて、管轄税務署へ確認したため。	同左
日　進　市	委託している	日進市社会福祉協議会（指定管理者）	課税	指定管理料全体は「消費税及び地方消費税を含む。」となっているが、相談支援事業部分に係る人件費については非課税で積算してます。	特になし
田　原　市	委託している	特定非営利活動法人　ふぃーる工房	非課税	中日新聞には、消費税法第6条　別表第一　七、社会福祉法２条の規定により、非課税と判断と回答。	相談した経緯は確認できていません。
愛　西　市	委託していない				
清　須　市	委託している	社会福祉法人　清須市社会福祉協議会	非課税	第二種社会福祉事業とみなしていた。	特に相談はしていない。
北名古屋市	委託している	北名古屋市社会福祉協議会	非課税	社会福祉法第２条第３項に定める一般相談支援事業、特定相談支援事業の業務（２種事業）も兼ねていることから非課税としました。	近隣市町に確認をして非課税としました。
弥　富　市	委託している	海部南部権利擁護センター（弥富市・蟹江町・飛島村で設置）	課税	消費税法第６条	海部南部権利擁護センターが税理士に相談

議題８　基幹相談支援事業について（課税・非課税の取り扱い）（半田市提出）

市名	回答				
	（１）		（２）	（３）	
	基幹相談支援センターを委託しているか	（委託している場合）事業者名	（委託している場合）委託料に消費税を課税しているか	（委託している場合）課税・非課税の根拠について	（委託している場合）税務署等に相談したなどの経緯について
み よ し 市	委託している	社会福祉法人あさみどりの風　相談支援事業所わらび 社会福祉法人あゆみ会　しおみの丘 一般社団法人キッズラバルカ　キッズラバルカ 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会　みよし市社会福祉協議会障がい者相談支援事業所	課税	消費税法別表第一（七）のロに規定する非課税範囲に該当する項目がないため。	特になし
あ　ま　市	委託していない				
長 久 手 市	委託している	社会福祉法人長久手市社会福祉協議会　長久手市障がい者相談支援センター	非課税	なし（事業開始時において、第2種福祉事業と誤認した模様）	委託事業者側において、税理士法人から非課税事業であると指南されたと聞いています。